

令和 8 年度被災地発達障がい児支援体制整備事業仕様書

この仕様書は、東日本大震災により被災した沿岸地域（気仙、釜石、宮古及び久慈障がい保健福祉圏域をいう。以下同じ。）において、障がい児への療育支援及び発達障がい児・者の相談支援、関係機関へのコンサルテーションを進めるため、沿岸地域に専門的な療育支援の拠点として発達障がい沿岸センター（以下「沿岸センター」という。）を設置し、本事業の運営に係る仕様について定めるものである。

1 委託業務名

令和 8 年度被災地発達障がい児支援体制整備事業

2 実施期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

3 実施主体

実施主体は県とし、本県に主たる事務所を有し、岩手県立療育センター（以下「療育センター」という。）及び岩手県発達障がい者支援センター（以下「ウィズ」という。）と緊密に連携しつつ、障がい児療育支援及び発達障がい児・者支援の業務経験のある法人に対して事業を委託し実施する。

4 事業内容

委託する事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 専門的な療育相談支援拠点の設置

釜石市内に専門的な療育相談支援拠点である沿岸センターを設置すること。沿岸センターについては、既存の空き物件等を借り受けて展開するものとし、執務室及び相談室（執務室の一部をパーテーション等で区切る等も可）を設けること。

(2) 『発達支援コーディネーター』等の配置

沿岸センターには、専門的な療育支援及び発達障がい児・者の相談支援に関し、沿岸地域の市町村等への専門的なサポート（機関支援を中心）のほか、必要に応じて困難事例への個別対応等を担う『発達支援コーディネーター』2名（うち1名は原則として常勤・専従）を配置すること。

加えて、上記コーディネーターの事務支援を担う者を1名配置のこと。（常勤である必要はない。）

(3) 業務概要

業務内容は、沿岸地域の関係機関に対する機関支援（間接支援）を中心とし、その主な内容は次のとおりであること。（なお、これらの附随した業務も担うこと。）

- ① 市町村、療育関係機関、保育所・幼稚園、学校、発達障がい児・者の家族会等への専門的なサポート、コンサルテーション等の機関支援
- ② 地域自立支援協議会療育担当部会への専門的な助言（当該療育担当部会の要請がある場合）
- ③ 岩手県立療育センター小児科及び児童精神科、岩手県発達障がい者支援センターとの連携による医療・発達検査等の取り次ぎ等の支援
- ④ 相談支援事業所、特別支援学校、療育関係機関、日本発達障害ネットワークいわて（JDDnet いわて）等、関係機関との連携・相互の支援（関係機関のネットワークづくりのコーディネーターとしての役割）
- ⑤ 各種研修への対応（企画・開催等）
- ⑥ 沿岸地域の支援機関では対応が困難な発達障がい児・者への専門的な相談支援（来所相

談のほか、訪問による相談援助)

- ⑦ 障がいのある児童・若者、発達に特性のある児童・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に係るネットワークの構築及び障がいのある児童を受入れ可能な社会資源やインクルーシブな活動等に係る情報集約、情報発信並びに受入れ先（居場所）の開拓

(4) 留意事項

- ① 市町村をはじめ、地域の事業所等、地元の関係機関の対応力のさらなる向上を図り、沿岸地域における支援（相談）体制等の充実・強化に取り組むことにより、地元の関係機関において対応できる体制の整備を図ること。
- ② 今後、具体的な事業の在り方や終期を検討することとしており、沿岸センターにおいては、地元関係機関への技術的支援や引継ぎ等を行うとともに、県、療育センター、ウィズ等と協働して支援に取り組むこと。

5 事業実施の報告について

事業実施後に、契約書に定める様式に基づき、事業実績及び収支精算額を県に報告する。事業実績については、上記4に掲げる事業内容の成果及び収支精算（支出書類等写しを含む）を中心に取りまとめる。

6 事業実施に係る経費について

本事業に要する人件費（基本給、各種手当、社会保険料事業主負担分）、事務所設置のための借り上げ料、運営経費（水道光熱費、車輛・備品リース、謝金、旅費、需用費、消耗品費等）など本事業に要する経費の一切については、県が委託料により支弁する。